

ネットとうほく 2024 (検) 第 7 号-2
2025 年 (令和 7 年) 3 月 31 日

〒980-0814

仙台市青葉区霊屋下 2-10 朝日プラザ広瀬川 1 階
足利整骨院 院長 足利賢一様

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目 2-40

ブライトシティ柏木 703 号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

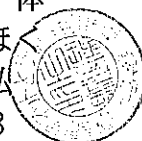
理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <https://www.shiminnet-tohoku.com>

Mail shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp



要請書兼照会書

消費者市民ネットとうほく（以下、当団体という）は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関わる調査、研究、検討を行っている消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士・学識者等で構成している特定非営利活動法人です。2017年（平成29年）4月25日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用等に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

当団体に対して、貴院のホームページ上の広告が、整骨院が服すべき広告規制に抵触しており問題ではないか等の情報が寄せられました。

上記の情報提供をふまえて、2024年（令和6年）11月21日付けで貴院に通知を送りましたが、お受けとりいただけませんでしたので、本書面において、改めて下記の事項について要請及び照会をいたします。本書面到達後2ヶ月以内に、ご回答を書面にて当団体まで送付頂きますようお願いいたします。貴院のご見解をうかがった上で、今後の対応を検討したいと考えております。

なお、本件に関する当団体の活動及び内容の公表につきましては、別紙「消費者市民ネットとうほくの『申入れ』等における活動方針と公表ルールについて」に沿って対応させていただきますことを念のため申し添えます。

<要請事項>

貴院のホームページでは「その場しのぎの治療ではなく、怪我を根本的に治すことを実践しております。」との紹介文が掲載されておりますが、貴院は医師の資格をお持ちでない方が運営しているものと思料されます。医師の資格がない場合には、その施術を「治療」と称して、医療行為類似の施術を提唱している

ことは、医師法に抵触する可能性がありますので、今後は、貴院の広報等において「治療」と称するのはお控えいただくよう要請いたします。

<照会事項>

- 1 貴院のホームページでは、アスリートコース（プロおよびアマチュアスポーツの競技者のための治療）を設けているとのことですが、その中の以下の記述は、どのような医学的根拠に基づくものでしょうか。貴院が提唱するこれらの効能の医学的根拠をご教示いただくとともに、参考になる文献等があればご紹介をお願いいたします。
 - （１）筋肉に見合う血管量にすぐに増やすことが可能
 - （２）関節の周りの小さな関節軟骨（いわゆる「関節ねずみ」）や小さな骨片を徹底的に取り除く
 - （３）座骨神経に起こる神経異常を完全に消去する
- 2 貴院は、「神経交換」と称する施術により「神経を新しいものに作り直す」と述べるとともに、「神経ばかりではなく、血管、筋肉繊維、軟骨も新しくする」として、施術の効能を宣伝しております。これらは、具体的にどのような身体的な変化を生じさせるものかをご説明いただくとともに、その医学的な根拠をご教示ください。

以 上

消費者市民ネットとうほくの「申入れ」等における活動方針と公表ルールについて

当団体の事業者に対する「申入れ」等の活動は以下のような方針に従って行っています。

1 各手続の趣旨・手続概要について

(1) 照会手続（送付文書名：照会書）

ア 「照会」とは、事業者に対して、（ア）営業活動に関連する資料の開示を求めたり、（イ）違法・不当の疑問がある場合に質問を行ったり、改善の提案として問題点の指摘を行う手続です。

イ 回答や資料提供を頂き、当団体が相当と判断できる改善がなされた（あるいは既になされていたことが確認された）場合、手続は終了します（その場合、合意書の締結をお願いすることがあります）。

ウ 回答や資料提供がされなかったり、回答等はあるが、問題点があり、当団体が「申入れ」ないし「要請」をすべきと判断した場合には、これら手続に移行します。

(2) 申入れ手続（送付文書名：申入書）

ア 「申入れ」とは、約款・勧誘行為・広告等が違法であり、適格消費者団体である当団体が法律に基づく差止請求権（※）を行使しうる場合に改善を求める手続です。

イ 「申入れ」に対して、当団体が相当と判断することのできる改善がなされた場合、手続は終了します（その場合、合意書の締結をお願いすることがあります。）。

ウ 相当と判断できる改善がなされなかった場合、検討の上、訴訟相当と判断した場合には、消費者契約法41条に基づき催告の上、差止請求訴訟を提起します。

(3) 要請手続（送付文書名：要請書）

ア （ア）法律に基づく差止請求権¹はないが、違法ないし消費者の権利擁護の観点から著しく不当である場合、（イ）照会に対し、回答や資料の開示がない場合、改善又は開示・回答を求める手続です。

イ 「要請」に対して、当団体が相当と判断することのできる改善がなされた場合、手続は終了します（その場合、合意書の締結をお願いすることがあります。）。

(4) 差止請求訴訟手続

裁判所に訴訟提起し、約款・勧誘行為・広告等の使用停止等を求める手続です

2 公表ルール

(1) 照会手続における公表について

ア 照会手続中は、「照会」を行っている事実含め非公表とします。

イ 照会手続終了後は、原則として事業者名を除いた概要を公表します。

ウ 他の手続に移行した場合、照会手続時の活動を公表する場合があります。

(2) 申入れ手続における公表・要請手続における公表について

原則すべてのやりとり・資料が公開・公表となります（但し、非公開を条件に提供された営業秘密等、当団体が公開不相当と判断したものを除きます。）。

(3) 差止請求訴訟手続における公表について

訴訟の内容等当団体が必要と判断した事項は全て公開・公表します。

※¹消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引法、食品表示法に基づき適格消費者団体が有する差止請求権

ネットとうぼく活動方針と公表ルール フローチャート

平成30年1月18日改訂

